

船 橋 協 会 4 号
令和4年4月19日

船橋市スポーツ協会
各加盟団体会長 様

船橋市スポーツ協会
会長 山崎 幸男
(公印省略)

令和4年度春季市民体育大会運営交付金について

時下、ますますご清栄のことと存じます。

別添のとおり、市民体育大会運営負担金および会場整備負担金の廃止について、船橋市教育委員会より通知がありましたのでお知らせいたします。

さて、本協会では市からの負担金の廃止を受け、令和4年度につきましては市民体育大会を実施される各加盟団体に対し「市民体育大会運営交付金」の交付を決定いたしました。交付を希望される団体につきましては、下記のとおり、書類の提出をお願いいたします。

なお、市民体育大会交付金は令和4年度のみの一時的な措置となります。各加盟団体におかれましては、次年度以降の大会運営に向けて運営費の見直しや参加費の検討等を進めるようお願いいたします。

記

1. 交付金額 上限 30,000 円
(支出額が上記金額に満たない場合は、支出額が上限となります。)
2. 交付対象 令和4年度春季市民体育大会の運営に関する経費
3. 提出書類 令和4年度春季市民体育大会運営交付金 申請書
および実施報告書、収支決算書
4. 提出方法 原則メール (ただし、郵送・FAXも可)
下記、担当宛にご提出ください。
5. 提出締切 大会終了後3週間以内
6. 交付方法 ・船橋市スポーツ協会加盟団体交付金の振込登録口座へ振込みます。振込手数料はスポーツ協会負担となります。
*各団体からの申請後にまとめて振込処理を行いますので、お時間をいただくこととなりますが、ご了承のほどよろしく
お願いいたします。
7. 備 考 本交付金は令和4年度(春季・秋季)のみになります。

船橋市スポーツ協会 事務局
(船橋市教育委員会 生涯スポーツ課内)
担 当： 和田・屋代
TEL： 047-436-2912
FAX： 047-436-2908
E-mail supotsu@city.funabashi.lg.jp